

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 指名競争入札に参加する者に必要な資格等

告示

鳥取県告示第八十二号

昭和四十年度における県が発注する建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手續、方法等について、次のとおり定めたので公示する。

昭和四十年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行なつた審査の結果に基づき、工事の種類に応じて必要な等級に区分し、これを発注の標準とする請負工事金額に対応させて定めた資格とする。

一 審査基準日(昭和四十年一月一日をいう。以下同じ。)の直前二年の各事業年度における建設工事の種類別年間平均完成工事高

二 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)における自己資本額(法人にあつては資本金額(出資総額を含む。)に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあつては、次年繰越純資本金の額をいう。以下「自己資本額」という。)

イ 審査基準日の前日における建設業に従事する職員の数

ウ 直前決算における機械及び装置、船舶、車輛運

搬具並びに工具、器具及び備品の価額の合計額
經營比率

ア 直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)

イ 直前決算における自己資本固定比率(自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)

ウ 審査基準日の直前一年(以下「直前一年」という。)(における自己資本回転率(直前一年の各事業年度における完成工事高の合計額(以下「年間完成工事高」という。))を自己資本額で除して得た数値をいう。)

エ 直前一年における完成工事高純利益率(直前一年の各事業年度における純利益の合計額を年間完成工事高で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)

オ 審査基準日の前日までの建設業の営業年数

四 工事種類ごとの工事成績、工事施工状況その他の經營の規模又は状況を表わす要素で前各号に掲げる要素によつては把握しがたいもの

二 資格審査の方法及び手続

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、建設工事指名競争入札参加資格審査申請書(様式第一号)に、次に掲げる書類を添えて、県内に本店を有する者にあつては二月二十二日までに、県外に本店を有する者にあつては三月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

一 県内に本店を有する者

ア 営業所一覽表(様式第二号)

イ 工事施工金額調書(様式第三号)

ウ 工事経歴書(様式第四号)

エ 職員調書(様式第五号)

オ 営業用機械器具調書(様式第六号)

カ 法人にあつては審査基準日直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告

書及び利益処分計算書(損失処理計算書)、個人にあつては営業用純資本額に関する調書、収支計算書及び完成工事原価報告書

キ 建設工事指名競争入札参加資格審査申請書提出前一年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)(及び鳥取県の県税(事業税又は自動車税に限る。))の納税済みであることを証する書面

ク 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認できる書面

二 県外に本店を有する者

ア 登録証明書(建設業法第八条の規定による登録を受けていることを証する書面)

イ 営業の沿革を記載した書面(様式第七号)

ウ 登記簿謄本

エ 営業所一覽表(様式第二号)

オ 工事施工金額調書(様式第三号)

カ 工事経歴書(様式第四号)

キ 職員調書(様式第五号)

ク 営業用機械器具調書(様式第六号)

ケ 法人にあつては審査基準日直前二年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書及び利益処分計算書(損失処理計算書)、個人にあつては営業用純資本額に関する調書、収支計算書及び完成工事原価報告書

コ 建設工事指名競争入札参加資格審査申請書提出前一年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)(の納税済みであることを証する書面

サ 印鑑証明書

シ 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認できる書面

ス 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第二十一条の規定による経営事項審査申請書の写(建設大臣又は都道府県知事の審査済みであることを証したもの)

00541

セ 委任状(支店長その他の者に工事の入札、見積及び契約、工資金の請求受領、復代理人の委任等の権限を委任する場合)

三 資格の有効期間

一 この資格は、昭和四十年満期とする。ただし、昭和四十一年度の資格が決定されるまでの間は、その効力を有するものとする。

様式第1号

建設工事指名競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

鳥取県知事

殿

住 所

商号又は名称

電話

代 表 者

㊦

登録番号	建設大臣登録第	号	登	年	月	日
参加資格の種類	知事					

このたび、鳥取県施行の請負工事の指名競争入札に参

加する資格を得たいので、関係書類を添えて審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

(記載要領)

希望する参加資格の種別の欄には、土木一式工事、建築一式工事又は建設業法の別表に掲げる建設工事の種類の名稱を用いて記載する。

様式第2号

営 業 所 一 覧 表

名	称	所	在	地	電	話	番	号
1	主たる営業所							
2	その他の所							

(記載要領)

1及び2の欄には、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の名稱を記載すること。

00542

様式第3号

工 事 施 工 金 額 調 書

事業年度	発注者の区分	主として請負負う建設工事の施工金額				その他の工事金額	合計
		土木建築工事	電気工事	管工事	その他		
第 年 年	期 間						
第 年 年	期 間						
第 年 年	期 間						

(記載要領)

1 本表は、この審査申請書提出直前2年の各事業年度における完成したすべての工事の請負代金の額をそれぞれ記載すること。

2 官公庁とは、国都道府県、市町村、公社、公団、土地改良区等をいう。

3 民間とは、官公庁以外のものをいい、電力会社、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等は、民間とすること。

4 下請負工事の場合は、発注者が官公庁であつてもすべて民間として記載すること。

様式第4号

工 事 経 歴 書

発注者の区分	工事の種類	工事名	工 箇 所	請 負 代 額 (千円)	工 賃	完 成 年 月	備 考

(記載要領)

1 本表は、この審査申請書提出直前2年間に於いて、完成したすべての工事について、工事の種類ごとに別業として記載すること。

2 外部に下請負に発注した工事については、備考欄に下請発注金額及び主な下請業者を記載すること。

(技術者)

番号	職 種	建設工事の種類	氏 名	現 住 所	年 令	実務経験年数合計	最終卒業学校	法令による免許等	備 考
1									
2									
3									
4									
計									

(事務その他職員及び役員)

番号	職 種	氏 名	現 住 所	常勤 非常勤	勤 務 別	年 令	実務 経験年数	最終卒業学校	法令による 免許等	備 考
1										
2										
3										
4										
計										

00543

00544

5										
計										

(技術者に係る記載要領)

- 1 本表は常時技術者として勤務しているもので、建設業法第5条第1項及び第2項に定める資格(建設業者登録の要件)がある技術者について記載するものとし、労務者、運転手は除外すること。
- 2 「職種」欄には、土木又は建築の現場監督(又は主任)として勤務しているもので、大工、左官、石工等の別を記載すること。
- 3 「建設工事の種類」欄には、建設業法第2条第1項の別表に掲げる24種類の工事を記載するほか、土木一式工事及び建築一式工事等と記載すること。
- 4 「実務経験年数合計」欄には建設工事の種類欄に記載した工事に従事した実務経験年数を通算して記載すること。
- 5 「法令による免許等」は建設工事に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた旨を記載すること(例……一級建築士等)。
- 6 役員が技術者を兼務の場合は(技術者)(事務その他職員及び役員)調書のどちらにも記入し「備考」欄に何々兼務と記載すること。

- (事務その他職員及び役員に係る記載要領)
- 「職種」欄には取締役、経理、庶務、運転手等について記載すること。
 - 「実務経験年数」欄には、現職種と同様の実務経験年数を通算して記載すること。
 - 「法令による免許等」欄は、技術者に係る記載要領の5によること。

様式第6号

営業用機械器具調書

番号	機械器具の名称	能力	数量	評価額	取得年月日
1	万能掘削機		台		
2	バケツト掘削機		台		
3	ルーター		台		
4	バイル・ドライバー		台		
5	グラウト・ポンプ		台		
6	フルートナー (トラクタ、トラクタ・ジョイント等を含む)	トン	台		
7	モーター・スクレーパー		台		
8	スクレーパー		台		
9	積込機		台		
33	バイラルーター		台		
34	アシアルト・ライニツシヤ		台		
35	アシアルト・チラソト		基		
36	アシアルト・スアレーヤ		台		
37	アシアルト・チイストリビエータ		台		
38	コンクリート・ライニツシヤ		台		
39	コンクリート・スアレーツ		台		
40	ライニツシヤ・スクアリ		丁		
41	ダイヤモンブ・コンクリ		台		

10	コンベヤ		台		
11	機関車		台		
12	トラック類 (クレーン・トラック、ダンプカー、トラック・トミキカー、レックカー等を含む)	トン	台		
13	自動三輪車	トン	台		
14	起重機類 (固定型)	トン	基		
15	起重機類 (移動型)	トン	基		
16	動力クレーン (ポーター・クレーン等を含む)		台		
17	ポーター・クレーン (ポーター等を含む)		台		
18	さく岩機		丁		
19	クレーン		台		
20	クレーン・ドリル		台		
21	モーター・グライダー		台		
22	動力ローラー		台		
23	被けん引式ローラー		台		
24	ランナー (コンバクターを含む)		台		
25	ドライバ・イット		台		
42	スタビライザー		台		
43	しゆんせつ船		隻		
44	起重機船 (くい打ち船を含む)		隻		
45	空気圧縮機		台		
46	動力ポンプ		台		
47	オースター		丁		
48	製材木工機械		台		
49	金属工作機械		台		
50	溶接機		台		
51	原動機		台		
52	変圧器		台		

26	クラツツヤ	合							
27	パツチャ	基							
28	コンクリート・タワー	基							
29	コンクリート・ミキサー	切							
30	コンクリート・ポンプ	合							
31	コンクリート・ブリーダー	合							
32	セメント・ガン	合							

- (記載要領)
- 1 「能力」欄にはトン数、馬力等わかりやすく記入すること。
 - 2 「評価額」は、決算期末における帳簿価額とすること。
 - 3 上掲の機械器具以外のものを所有しているときは、適宜53以下の番号を記入して記載すること。
 - 4 機械が多くて記入しかねる場合は、別紙に記入すること。

様式第7号

営 業 の 沿 革

年 月 日	沿	革

(記載要領)

沿革の欄には、創業時の組織及びその後の変更、営業の合併又は分割、休止若しくは再開、商号若しくは名称の変更又は資本金額の変更、営業種目等について記載すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県鳥取市東町二丁目